

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

日時 平成 26 年 5 月 20 日（火）11:00～11:36

場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

出席

＜WG 委員＞

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社 代表取締役
東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授

＜関係省庁＞

菊池 浩 法務省入国管理局総務課長

大友 哲也 農林水産省消費・安全局植物防疫課長

岡 辰男 農林水産省消費・安全局植物防疫課課長補佐

熊谷 法夫 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長 ほか

＜事務局＞

富屋 誠一郎 内閣官房地域活性化統合事務局局長代理

藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局次長

松藤 保孝 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

＜関係部局＞

真柄 昭宏 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官

仁林 健 内閣府規制改革推進室企画官

井上 誠一郎 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）企画官

（議事次第）

1 開会

2 議事 入管・検疫手続きの迅速化（民間委託等）

3 閉会

○藤原次長 それでは、続きまして、入管・検疫手続きの迅速化（民間委託等）というテーマについて、本日は法務省、それから、農水省の御担当の方々においでいただいております。

もう御承知のとおり、先週の第5回の国家戦略特区の諮問会議におきまして、民間議員の方々からの提案ということで、お手元の資料にございますけれども、十数項目になるのでしょうか、これから、成長戦略にかかります議論が本格化するわけでございますけれども、その中で、このテーマにつきましても、重点的にワーキンググループにおきまして議論を進めていくと、そういった提案がなされたわけでございまして、それに基づく、今回はヒアリングという形になります。

45分程度を目標にしてございますけれども、大体15分、20分で両省から御説明をいただきまして、意見交換という形にさせていただきますが、資料も頂戴しているのですけれども、原則ワーキンググループのほうは、公開扱いにしているのですけれども、御希望に応じて非公開という位置づけも可能なのでございますけれども、そのあたり、いかがいたしましたか。

○菊池課長 法務省ですけれども、法務省のほうは、特に非公開とする必要は認めません。

○藤原次長 農水省さんのはうは、いかがですか。

○大友課長 同じです。

○藤原次長 そうしましたら、公開の扱いにさせていただきたいと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 それでは、お忙しいところ、お越しくださいましてどうもありがとうございました。

事務局から最初、問題意識についてお話ししていただいて、その後、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○藤原次長 それでは、本件、1枚紙を出させていただいております。これは、一重に今回の指定の地域からの追加の要望ということでございまして、これは、先ほど申し上げた特区の諮問会議で、追加の規制改革項目をきちんと拾って議論していくという、総理からのまさに指示もいただいているところでございますが、見ていただきますと、特に入管、検疫などは、沖縄のところが中心でございます。

入管関連の一部業務における民間事業者の活用ということで、私ども連休中も八田座長に御出席いただいて、沖縄から非公式にいろいろとヒアリングもさせていただいているのですが、審査対象者の誘導等、これにつきまして、民間委託、民間事業者の活用というのを要望されているということでございます。

それから、後ほど御説明もあると思いますけれども、かねてからの沖縄の御要望でございましたけれども、観光関係の会議でも御指摘があるようでございますが、自動化ゲートシステムの沖縄への導入、その中で、今まで日本人になっている限定されているものを一部の外国人に対しても適用を拡大するような御要望もございます。

同様に、国際会議参加者の出入国手続の迅速化のため、これもやはり自動化ゲートについて事前審査等を行うことによる国際会議の参加者をも対象拡大する。

神奈川県ほかからの御要望でございますけれども、恐らくこれにつきましては、後ほど、

今回の法律の改正の中で手当されていると思いますので、お話もあるというふうに思います。メインは、一番上の線を引いたところでございます。

検疫につきましては、同様に沖縄県のほうからも、入管と同様に検疫についても何らかの民間委託、民間事業者の活用ができないかという話、それから、成田市からもそういうお話をいただいております。

とりあえず、要望は以上でございまして、これらの実現に向けての調整をぜひさせていただければと思っております。

以上でございます。

○八田座長 それでは、早速、御説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○菊池課長 法務省入国管理局総務課長の菊池でございます。

本日は、私どもに説明の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

入管手続の迅速化（民間委託等）というテーマについて、私どもの取り組みや考え方について御説明を申し上げたいと思います。

お手元に資料を配付させていただいております。早速、こちらの資料の1枚目、目次をめくっていただきて、資料1でございますけれども、観光立国推進基本計画及び観光立国実現に向けたアクション・プログラムの関連箇所の抜粋を記載してございます。

御案内のように、訪日外国人、我が国を訪れる外国人の数というのは、昨年やっとといいますか、1,000万人の大台を突破しました。

これを2020年、平成32年のオリンピック、パラリンピック東京大会に向けて、倍の2,000万人の高みを目指すということとされております。

この点は、ことし1月の今国会における総理の施政方針演説の中でも言及されているところでございます。

また、空港での審査に要する待ち時間、これを20分以内にするということが目標に掲げられているところでございます。

我が国を訪れる外国人旅行者の方々に気分よく我が国に入っていただくためにも、審査の待ち時間というのは短いにこしたことはありません。

そういう意味でも、観光立国実現の観点から入管手続、特に上陸審査の手続の迅速化が求められているところでございます。

この上陸審査手続の迅速化に関して、当局におきましては、これまで入国審査官の増員という体制整備に加えまして、審査場での混雑状況に応じた審査官の機動的な配置など種々の対応をとってきたところでございますけれども、沖縄県の提案書に記載されている内容に沿って現状の取り組みについて申し上げます。

1つは、民間人材の入国審査における活用ということで、それから、自動化ゲートの適用範囲の拡大といったことでございますので、これらについて申し上げます。

まず、審査の場面における民間人の活用でございますけれども、入管局におきましては、審査の待ち時間解消のための方策の一環として、民間人の活用を既に行っているところで

ございます。沖縄県の提案書の中でも言及されてございますけれども、ブースコンシェルジュというものを配置しております。混雑する審査場の停滞とか混乱を防ぎ、限られた審査場のキャパを最大限効果的に使って、円滑な審査を実現するためにブースコンシェルジュを各地の空海港に配置しているということです。これは、民間に委託してやってもらっています。

では、このブースコンシェルジュ、何をするかというと、こちらのブースはあいていますよというような形で誘導案内をしてもらう。また、外国人が入国する際には、EDカードに必要事項を記載してもらわないといけないのですけれども、これが、意外とブースに来るまで書いていないという人がいたりするのです。それを書いていますか、ここを埋めてください。こういうふうに書くのですという案内をする。あるいは、外国人が上陸するに際しては顔写真と指紋情報を提供してもらっています。それについても、この機械に両手の人差し指を乗せてというようなことを説明してもらっていると、そういう形で手順を案内したり、補助をしてもらうということです。

このコンシェルジュですけれども、当然のこととして、出入国者数の多い大きな空港を中心に配置しておりますけれども、観光立国実現の観点からは、地方での取り組みも重要であるというところから、比較的規模の小さい地方の空海港であっても措置しております。

また、旧正月、2月とかに大勢の外国人がやってくるというような空海港に対して、その時期に限ってコンシェルジュを配置するというような運用も考えているところでございます。

提案いただいている沖縄についても、那覇空港において予算措置を講じて常時1人が配置されているというところです。今後とも民間の力を活用して、このような取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、自動化ゲートについて御説明いたします。

資料でいいますと、2枚目、3枚目が関連しますが、御案内のように入管の審査というのは、審査官のいるブースで対面審査を受けるというのが原則でございます。ですが、現在、運用で一部に自動化ゲートを設けておりまして、これはどういうものかというと、機械にパスポートをかざして指紋情報を提供すると、それで、問題がなければゲートが自動的にあいて通過できる。入国審査官の対面審査を受けずに入国できるという仕組みのものでございます。

もっとも、現在、この自動化ゲートを利用できるのは日本人と我が国に在留する外国人に限られております。しかも、事前の利用登録というのを必要としているところでございます。

自動化ゲートは、平成19年に成田空港に設置されて、21年には中部及び関空、22年には羽田に設置されているところでございます。

資料2のほうにグラフを載せておりますけれども、その下のほう、自動化ゲートの配備状況を記載してございます。現在は、この四大空港に合計で40台を配備しているところで

あります。今後とも出入国者数の推移ですとか、予算状況を勘案しつつ、増配備を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、利用者の拡大という点に関しましては、今国会に入管法の一部改正を提出しておりますので、そちらについて御説明させていただきます。

資料3をごらんください。「『信頼できる渡航者』に係る出入国手続の円滑化」というタイトルのものでございます。

先ほども申し上げましたけれども、現在の自動化ゲートは、これを利用できるのは日本人と我が国に在留資格を既に有している外国人に限られています。

したがいまして、商用目的などで日本を頻繁に訪れる、しかしながら1回の滞在期間は1カ月に満たない、短期滞在が多いという外国人については、現在は自動化ゲートを利用することができません。

他方で、資料1でごらんいただいたアクション・プログラムの中では、空港での出入国手続を迅速化するために自動化ゲートの利用を促進するということが求められているところでございます。

そういう状況のもとで、今般、法律を改正して、我が国に頻繁に来日する外国人のうち、出入国管理上のリスクが低い方を信頼できる渡航者、トラスティド・トラベラーとして自動化ゲートが利用できるようにするという法改正を考えております。

具体的にどういうものを対象とするかということについては、この資料3にございますように、短期滞在という在留資格を得ようとするものであること、我が国への渡航歴が一定以上あること、過去に入管法違反歴がないことのほか、査免国のうち一定の範囲の国籍を有することなど、一定の要件を省令で定めることを予定しております。

沖縄県からいただいた提案の中では、数次査証を有する者についても自動化ゲートの対象に加えるべきであるという御提案をいただいております。

今般の法改正による新たな枠組みにつきましては、先ほど申し上げたように、査証免除国、査免国のうち一定の国、地域の方を対象とする予定としております。

これは、どうしてかというと、査証免除は入国手続の簡素化を図り、相互に人的交流の円滑化、活発化を促進することを目的としているものでございまして、制度実施の当初は、これらの国や地域を対象とすることが制度創設の趣旨からも適当であると考えるからです。

もっとも当局といたしましては、この制度を実施した後、その実施状況を検証した上で、さらなる対象者の拡大についても検討したいと考えているところでございます。

国際会議の参加者について、自動化ゲートの対象とすることについても、この自動化ゲート利用対象者の拡大を検討する中で、御提案として検討させていただきたいと思っておりますけれども、一方で国際会議の参加者というのは、いろんな国の方があり得るということも検討の上では考慮しないといけないだろうと考えているところでございます。

以上、甚だ簡単ではございますけれども、既に入国審査の場面において、ブースコンシェルジュという形で民間の力を活用して、少しでも上陸審査手続が円滑かつ迅速に行える

ように努めているということ、また、自動化ゲートの利用を拡大するための法的措置を講じつつあるということについて御説明申し上げました。

どうもありがとうございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、農水省さん、お願ひします。

○大友課長 農林水産省消費・安全局植物防疫課長の大友と申します。よろしくお願ひいたします。

私、植物担当ですが、畜産担当の動物衛生の担当室長も来ておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、めぐりまして、動植物検疫の必要性というところから御説明させていただきます。

動植物検疫につきましては、下のほうに書いてありますけれども、ニュースやテレビで御存じかと思いますが、口蹄疫だとか、高病原性鳥インフルエンザ、あとは植物にもミバエというような害虫がございまして、御存じのとおり、こういう病気や害虫が入ってくると、莫大な経費がかかる。例えば、口蹄疫では、平成22年、宮崎で発生して29万頭の殺処分。それから、高病原性鳥インフルエンザにつきましても、22年から23年にかけて、9県で180万羽の処分をしております。

植物の害虫のミバエにつきましても、沖縄とか、小笠原、奄美にかつて発生しております、25年の歳月と254億円の費用をかけて根絶したというようなことがございます。

このような観点から、一番上に書いていますけれども、我が国に侵入した場合の家畜や農作物に大きな被害を及ぼす疾病、病害虫は、世界的に存在して、国の責務として、このような病害虫を我が国に侵入しないように万全を期すことは、我が方の仕事でございます。

万一侵入した場合は、先ほど申しましたように、莫大な経費をかけて根絶することになってしまいりますので、侵入を防ぐ検疫と、緊急的な根絶というのは、国が表裏一体で行う必要があると思っています。

3番目、ちょっと誤植がございまして「動植物検疫は」の後に「動植物の輸入者」が抜けてしまっています。申しわけございません。動植物の輸入者に対して検査を義務づけまして、検査結果に基づき廃棄・消毒の命令を行う。いわば公権力の行使に当たりますので、このような検査は、公正厳格に実施する必要がありまして、全国各地で同等の検査能力を維持するためには、均一な専門技術水準に基づき、斉一的な検査を実施することが必要とされております。

次のページをめぐりますと、全国に設置しております動物検疫所、植物防疫所の所在地がありますけれども、それぞれ数十カ所に、港、飛行場に置いておりますので、それぞれの港や飛行場において同一な水準で防疫をしていく必要がある。ある港では合格だったけれども、ある港では不合格と、そういうことはあり得ないというふうに考えていますので、そういう意味で、国が公権力の行使をしていく必要がございます。

そのためには、3ページ目ですけれども、動植物検疫の専門性というのが必要になりますして、先ほどから申しています、公権力の行使に当たっては、やはり科学的知見に基づいて公正で厳格な検査を実施する必要があります。このための専門的知見の保有、関連法制度の熟知、国際機関等の連携が必要となり、それから、全国各地に配置された、こういう検疫所、防疫所における均一で高度な専門技術に基づき斉一的な検査を実施することが必要と考えています。

具体的には、専門的知見に基づく携行品や貨物の輸出入につきましては、ここに書いてありますように、微生物学的な検査や遺伝子学的検査、電気泳動、このような技術が必要でございますし、顕微鏡を使ったり、あと、抗原抗体反応を使ったり、いろんな技術を使いながら病害虫の同定、疾病の同定をしていく必要があります。

それから、公権力の行使を行うためには、消毒の命令だとか、廃棄の命令だとか、非常に財産に対する処分を行うということでございますので、関連制度を熟知していないと問題が起きますので、それで、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、感染症法、水産資源保護法、それから植物防疫法、このような法律を頭に入れて定性的な措置をしていくということになります。

あとは、世界的に存在する病害虫を日本への侵入を防ぐという観点から、国際獣疫事務局（OIE）とか、国際植物防疫事務局（IPPC）、これらと連携して、各国における伝染病の疾病や植物の病害虫の発生状況を常に迅速に把握しておきながら、いざというときには措置をとれるという体制を整えていく必要がございます。

それから、先ほどから申します、適正かつ公平な検査の実施をするためには、各種専門分野の研修を常に実施して、植物防疫官や動物防疫官のレベル向上を図っていく必要があるということになっています。

4ページ目、具体的に飛行場での迅速な検疫手続をしていただきたいというのが、そもそも沖縄の要望だとございますが、実際、先ほど法務省のほうからも御説明がありましたけれども、入国手続につきましては、税関の検査の前に動植物検査を実施する必要がございますが、全ての人が動植物を持ってくるというわけではなくて、動植物を持ってきた人のみに申告していただくというのが我が方の制度でございまして、全員について検査する必要はないと。

ちゃんと制度を知っている人であれば、禁止品とかいうのを持ってきませんので、そのまま我が方に立ち寄らず税関に行く人が非常に多いと思います。来る人もおりますけれども、少なくとも我が国全体の飛行場、那覇飛行場、空港を含め、動植物検疫カウンターの前で並んでしまって、スタックしたというような話は、私ども余り聞いたことがなくて、迅速化しろという要望については、気持ちはわかりますけれども、既にもう迅速化は我々しているというふうに思っておりますので、沖縄県さんがどういう観点で、こういう要求をされたか、ちょっと理解していないところはあるのですけれども、きちんと、今までやっております。

当然、来る飛行便の数だとか、来る国によっていろいろ対応が違いますので、それに合わせた人員配置というのは常に心がけておりますので、臨機応変に対応していくというふうに思っております。

そういうことで、先ほど申しましたように、迅速化については、既にできているというふうに思っていますし、あとは、公権力の行使という観点からいけば、民間に対しても願いしますということはなかなか言えないのではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。先ほど法務省さんが御説明になったところで、随分いろいろ進んでいるのだなということがわかりました。

それでは、多少細かい質問ですけれども、自動化ゲートシステムの利用を、査免国の中で選んだところを対象にしているというのはよくわかりました。一方、沖縄は、マルチビザ取得者も自動化ゲートが使えるように要求していますが、査免国の場合には、マルチビザでない人でも認めているということなのでしょうか。

○菊池課長 お答え申し上げます。

査免国というのは、例えば、観光目的などで日本に来るときには、もう本国において事前にビザを取得する必要がありませんという国ですね。数次ビザというのは、やはり本国においてビザを取得する必要があると。

○八田座長 わかりました。そういうことですね。そうすると、この沖縄の要望というのは、査免国以外の国からでも、マルチビザを取得しているのならば、それなりの手続を踏んでいるではないかと、そういう主張なわけですね。

○菊池課長 そうですね。自動化ゲートの対象には、今のところ想定していませんけれども。

○八田座長 それについては了解です。次に、こんなこと私が言うのも変だけれども、国際会議を対象にするというのは大変難しいだろうと思うのです。そもそも登録も非常に自由ですし、誰でも来られると思うからです。このマルチビザの取得者というのは、それはそれなりに管理されているわけですか。マルチビザを取るためには、かなりの要件が要るわけでしょう。

○菊池課長 申しわけございません。ビザの取得自体、どういう場合に数次の査証を与えるのか、数次のビザを与えるのかという要件は、これは、恐縮でございますけれども、査証を発給するというのは外務省の事務になるので、数次ビザの取得というのが、どういう要件であるとか、あるいは難しいものであるのかということについては、私どものほうでは正確な情報を持ち合っていないところです。

○工藤委員 先ほど、これは、沖縄の検疫の話、これは何でしたか、はつきり私も覚えていなくて、旅行者ではなかったような。

○大友課長 貨物につきましても、参考の10ページを見ていただければわかりますけれども、最後のページですね。下の輸出入の輸入の検査のところがありますけれども、大体肉

も、例えば、植物だと、野菜だとか、果物だとか、切り花とか、非常に生鮮的なものが多いため、とめてしまうということは、非常に輸入者は嫌うことがあります。当然、それに合わせた我々は検疫をしていますので、2時間ぐらいの時間はいただきますけれども、基本的には、これでほとんど終わっている。

例えば、穀類だとか、腐らないものというのもっと時間をいただいてもいいと思うのですけれども、青果物だ、肉だという関係は、この時間内ではほぼ終わって、特定の病気だとか害虫が出た場合は、これちょっと待つというのもありますけれども、通常はこれで終わっているので、それは、前々からいろんな人に言われていて、遅過ぎないようにというのを常に改善してきましたので、何を問題視されているのかというのが、ちょっと私どもわからない。

○藤原次長 よく言われるCIQの話は、特に税関のところで言われる、24時間、365日化というのも、これももう全てやっているということで。

○大友課長 これも要望があれば、いつでもやりますし。

○藤原次長 要望があれば、ということですね。

○大友課長 はい。実際に、沖縄には要望があるの。

○岡課長補佐 今のところはないですけれども、今度、沖縄で新しくLCCのターミナルが新しくできるということで、それが、深夜便、早朝便があるということなので、それに対応するために24時間化というのを、今、検討といいますか、いろいろ人員のお願いとかをしようとしているところでございます。

○藤原次長 これは、かなり構造改革特区などでも古い議論で、特に通関でも検疫でも、同じ議論になってしまふのでしょうかけれども、基本的に体制強化の際のアウトソーシングというのがどこまでできるかという議論が議論としてあるのと、それから、臨時開港ですね。今、やっていないときに手数料を下げて、できるだけ円滑に臨時に開くときもやってもらう、これは通関でもそういった特区の措置などもありますけれども、検疫でも、恐らくそういうイメージで何かできるかどうか。

○大友課長 検疫は、基本的にお金は取っていないので、港とか空港は深夜料金とかありますけれども、我々はお金を取っていないので、そこは問題ないですし、要望があれば、いつでも対応しますという話はしていますので、そこは当然入ってきたものを我々としては押さないと、病害虫が入ってしまうとまずいので、それは必ずやりますので。

○藤原次長 そこは、具体的に要望というのは、どういうレベルで、事前にもちろんその要望が出るのでしょうけれども、どういうふうな手続でうまく進めていただけるのでしょうか。

○大友課長 その日のうちに、きょうの夜中お願いしますと言っても人は集まらないので、ある程度一定の期間、時間はほしいですけれども、言っていただければ、それに合わせてシフトを組むなど、いろいろしながら対応していきますので、そこは問題ないと思います。

○八田座長 これは、直接関係ないかもしれませんけれども、例えば、馬を北九州空港

で輸入していますが、その検疫というのは、空港の中でできるものなのですか、それとも一応馬をどこかに連れていって、検疫するものなのですか。

○熊谷室長 今、馬のお話ですので、私、動物衛生課でございますけれども、馬は事前に計画を提出していただいて係留しなければいけませんので、そうすると、事前の届け出の中で、この期間、例えば、門司であったり、あと、鹿児島にもありますけれども、特別の係留場所を設けておりますので。

○八田座長 それは、空港の中に。

○熊谷室長 空港の外です。そうでないと、一般の方が持ち込むことはありませんので、やはり事業をやっている方々のものを、かつ病気を国内に広げない、隔離された場所を指定していますので、そこで検疫してございます。

○八田座長 そうすると、それは、門司検疫所を持っていくというよりは、そういう場所を確保して、そこに検疫官の方がいらしてチェックすると。

○熊谷室長 そうです。

○八田座長 そのチェックするのは、事業者が、ある意味で用意する場所でやるわけだから。

○熊谷室長 場所は、動物検疫所のほうで用意しております。動物検疫所が施設を、国の施設を、そういう意味では、事前の計画さえ出してもらって、そこに係留場所も国が用意していて、ただ、係留の管理する経費は当然かかりますけれども、場所は国が用意しています。

○八田座長 わかりました。実は、それを伺ったのは、沖縄はそういう形の要望じゃなかったわけですかね。その係留所を、ということではない。

○藤原次長 確認してみます。

○八田座長 そうすると、今のところは、その係留所も検疫所が管理していらっしゃるわけですから、例えば、そこのところを民営化するというようなことは可能なのかもしれないわけですね。

○熊谷室長 先ほども触れましたけれども、管理の部分は、既に民営化していますので、私どもがやっているのは、動物の検査。餌を与えたり、変な話、糞の処理とか、そこは民間でやっていただいている。

○八田座長 検査官の方は、十分いらっしゃるのですか。

○熊谷室長 先ほどもちょっと資料の中にありましたけれども、業務の量に応じて定員要求してございますので。あと、例えば、先ほどお話のあった24時間化というようなお話があれば、それに合わせた定員の確保も当然していきますので。

○八田座長 御説明をいただいたわけで、あとは沖縄のほうにちょっと。

○藤原次長 あと、成田が卸売市場との関係でいろいろとまた、これは輸出の検疫のほうだと思いますけれども、そういう御要望があったと思います。

○大友課長 実は、成田は、直接我々は成田空港から聞いたわけではないですけれども、

話として輸出する際に、市場を使った輸出というのをできないかという話はございまして、例えば、9ページの右端に集荷地検査と書いてあるのですけれども、これはどういうことかというと、輸入につきましては、指定港といいまして、国が指定した空港と港以外では輸入してはならない。それは、病害虫を防ぐためです。当然なのですけれども、輸出については、そこは指定していなくて、どこでも検査しますよと。

例えば、ここでグラフを書いています、川上村というレタス産地とか、あと、大阪市の中央卸売市場、ここまで検査官が行って、そこで輸出検査をして迅速な輸出ができるようになりますよというのは、私ども活動としてやっていまして、このグラフのとおり、どんどん伸びていると、仮に成田のほうで、近くに成田市場がありますので、地方卸売市場ですけれども、そこでやってくれというような話があれば、私ども対応させていただくということになっております。もう既にやっております、ほかのところで。

○八田座長　はい、わかりました。ほかにございますか。

では、非常にいろいろ進展しているというお話を伺いました。どうもありがとうございました。